

改訂版

子どもの気になる行動
確認マニュアル
～発達障害児の支援のために～

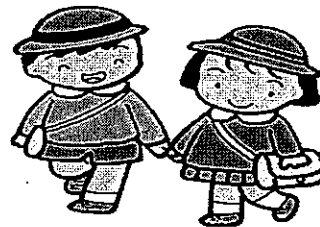
保育所・幼稚園用



茨城県

目 次

はじめに	・・・	1
発達相談の流れ	・・・	4
I 発達障害と関連のある特徴と確認項目	・・・	7
II 気になる行動確認リスト	・・・	8
III 保護者への関わり方	・・・	12
IV 子どもへの関わり方のポイント	・・・	15
V 地域での支援	・・・	17
参考資料 県内のおもな相談機関、療育機関など	・・・	18



はじめに

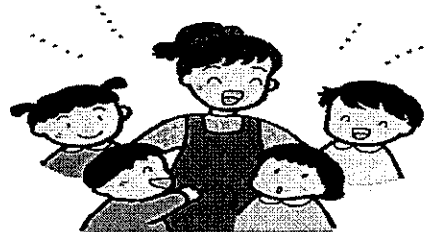
発達障害をご存知ですか。

知能に遅れはないけれど、「気になる行動をとる子ども達」がいます。

発達障害は確定診断をすることが大変難しく、簡単に診断されるような障害ではありません。この「気になる行動確認リスト(p.8)」で診断できるものでもありません。

このマニュアルは、発達障害の診断を目的としたものではなく、皆さんが、「気になる子ども」に出会ったとき、何が気になるのか、なぜ気になるのか、それを明らかにする手助けとして利用するものです。そして、「気になる状況」を保護者の方と共有することも重要です。

なお、マニュアルを使用する際に診断名のみが一人歩きし、子どもにレッテルを貼ってしまうような弊害がないように、十分に留意してください。



本マニュアルの活用にあたって

1. 本マニュアルの目的

このマニュアルは、保育所や幼稚園において、集団生活の中で気になる園児について、その問題を明らかにし、関わり方を考えやすくするための助けになることを目的としています。このマニュアルを使用することで、子どもの気になる行動が整理され、子どもに関わる大人（保育士・幼稚園教諭や家族など）がその問題を共有し、対応策について共に考え、子どもへの接し方、声のかけ方、友だちとの遊びへの誘い方、課題の与え方等具体的な工夫が見いだされることを期待します。また、必要に応じて療育や個別の支援、相談機関及び医療機関と連携していく第一歩になればと思います。

2. 本マニュアルを用いる対象

5歳児(4月1日現在では4歳児)を原則として、対象とします。

3. 本マニュアルの構成および使用方法

I 発達障害と関連のある特徴と確認項目

気になる子どもと出会ったとき、その子のどのような行動が気になるのかを明らかにしていくために用います。

II 気になる行動確認リスト

確認項目のうち、気になる行動について、その詳細を検討していきます。

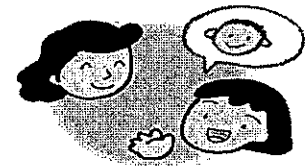
①気になる行動を記入してみましょう。

表には、ことば、コミュニケーション、社会性、こだわり、多動性、衝動性、不注意、感覚過敏、協調運動の各項目について、よく認められる行動を挙げてあります。該当するものについて、また、同年齢の子に比べて目立つものにチェックしましょう。なお、一度だけそのような行動がみられても、くり返して認められていないときは特に問題にしないでいいでしょう。あまり考え込まずに、気軽につけてみてください。まず、つけてみてから詳しく検討しましょう。

②「本児の具体的な状況及びその他の具体的な状況」の欄に、その子の状況を記入します。

該当する項目について、具体的な内容を記入します。

可能であれば、複数の保育士、幼稚園教諭が同じ子どもについて別々に観察してみてください。



③園内で意見交換をしましょう。

気になる行動について、是非、保育士や幼稚園教諭間で話し合う機会を持ってください。

1) 保育士、幼稚園教諭間で評価が異なるとき

子どもの気になる行動は、関わる相手によって違ったり、場面によって現れやすかったりするかもしれません。どういう状況で気になる行動が見られるのか検討してみてください。それにより、その行動が現れにくい状況を用意できるかもしれません。

2) 気になる行動が経験不足や活動に慣れていないために起こっていると考えられるとき

(例: ボール遊びやルールのある遊びをあまりしたことがなかったため上手に遊べない、クラス替えのすぐ後で教室に入りにくそうにしているなど)

しばらく様子を見て、子どもが安心して経験が accrue するよう援助してみましょう。そして、数ヶ月待ってから再評価してみましょう。

3) 気になる行動が家庭環境、生活習慣によるものと考えられるとき

(例: 朝食を食べずに登園するため午前中ボーっとしている、寝不足のため課題に集中しないなど)

家族と問題を共有して、解決のため話し合いを持つようにしましょう。

4) 気になる行動が明らかに保育士間、幼稚園教諭間で共通に認められ、上記2)3)に該当しないとき

その行動について、本人自身が困っているのか、家族が困っているのか、他児が困っているのか、保育士・幼稚園教諭が困っているのか、危険なのかについても評価してみましょう。

④気になる行動について、上記1)2)3)でも解決しないとき、あるいは4)のときは、保護者の同意を得て保健センターに連絡してください。特に、

○気になる行動が他児に良くない影響を与えるとき

(例:パニックになると他児にも暴力を振るいけがをさせてしまうなど)

○危険なとき

(例:高い木から飛び降りたり、車道に飛び出したりする)

などは、早めに連絡していただき、援助が遅れないようにしたいものです。

一方、あまり目立たず他児にも影響が少ない行動をとるとき

(例:静かに一人で遊び続ける、気に入った場所にさえいけば手がかからない)

については、放置してしまいがちで援助が遅れる傾向にありますので注意が必要です。

発達相談の流れは、原則として、次のページのとおりとなります。

保護者の同意を得る場合は、「発達相談のお知らせ」(P. 5)をご使用ください。

また、市町村保健センターへの連絡には、「連絡書」(P. 6)をご使用ください。

⑤保健センターでは、ご提供いただいた情報と、それまでの健診結果等を参考にして、その子どもに適した機関(保健所や地域の保健福祉事業)を紹介します。

※すでに、市町村や療育機関等で支援されている児についても、保育所や幼稚園で気になる行動があればそのことについて連絡する際に使用してください。

Ⅲ 保護者への関わり方

保護者の方への関わり方のヒントを記載しました。



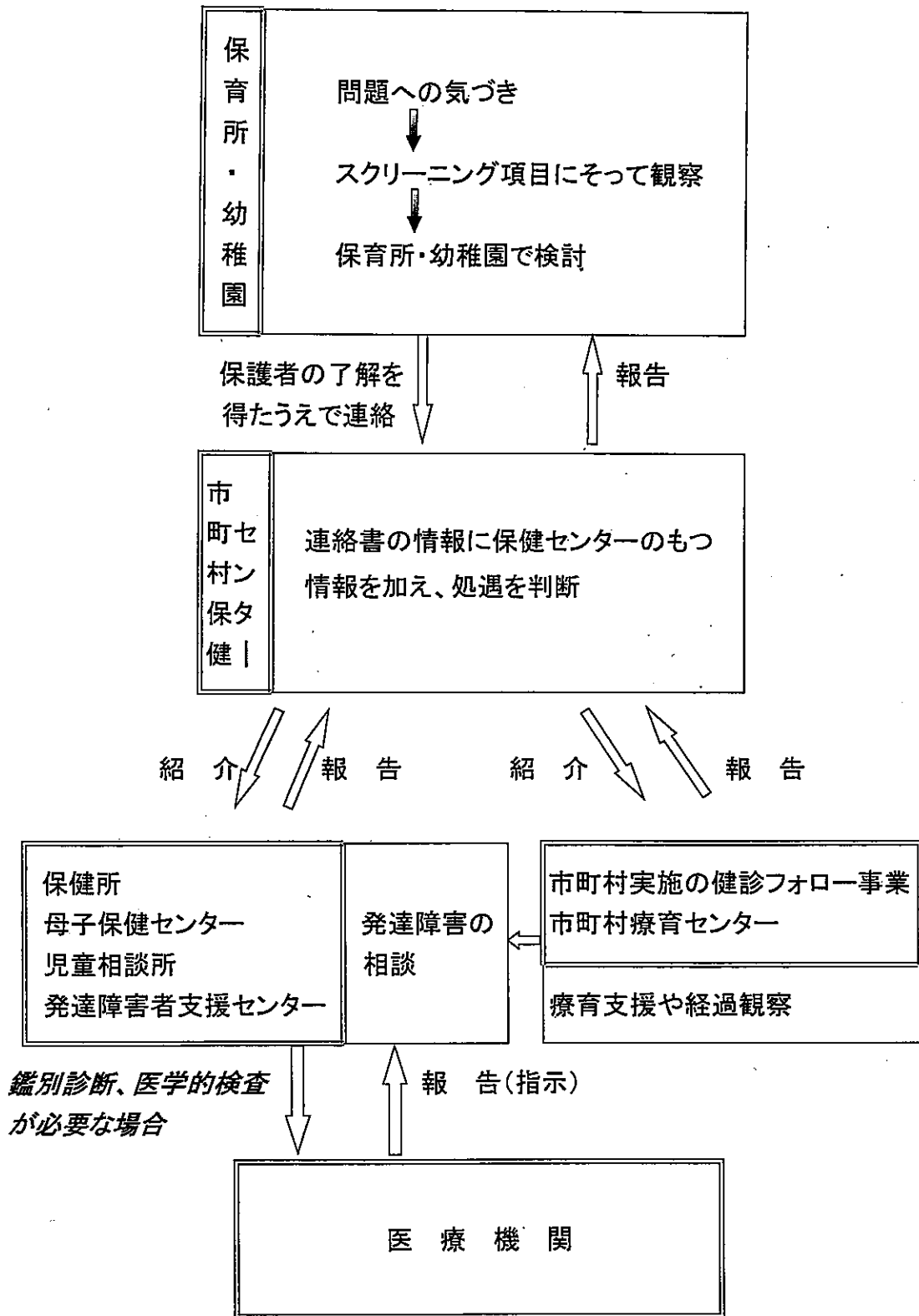
Ⅳ 子どもへの関わり方のポイント

子どもたちにどのように対応するとよいのか、どのようなサポートができるのかについてタイプ別に記載しました。

Ⅴ 地域での支援

参考資料には、地域における支援機関を掲載しました。

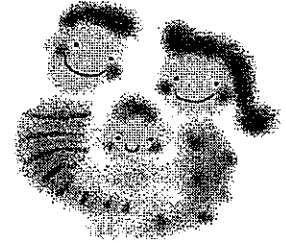
発達相談の流れ



発達相談のお知らせ

〇〇ちゃんの(児の状況)については、発達に関する相談が必要と思われるので、下記の機関をご紹介します。

機関名 (保健センター)



これからもお子さんの発達や子育てについて心配なことがありましたら、保育士や教諭、保健師にお気軽にご相談ください。

△△保育所・幼稚園	担当◇◇	TEL	FAX
□□市町村	担当▽▽	TEL	FAX
××保健所	担当◎◎	TEL	FAX

なお、当園でのお子さんの生活状況などについて、今後相談される機関に情報提供することへの同意をお願いします。

☆☆☆(保育所・幼稚園)長

同意書

私は、(保健センター)での相談を希望しますので、園での生活に関する記録を提供することに同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

※原本を保育所・幼稚園に保管し、写しを保護者に渡す。

(市町村保健センター長) 殿

平成 年 月 日

〇〇保育所長・幼稚園長

下記の児童の発達相談をお願いいたします。

連絡書

ふりがな 氏名		生年月日	平成	年	月	日
組		担任				

・保育歴

本児の状況

【保護者との関わり】

【保育士・幼稚園教諭との関わり】

【子ども同士の関わり】

【保護者と保育士・幼稚園教諭との関わり】

【保護者が特に心配していること】

【保育士・幼稚園教諭が特に心配していること】

保護者の同意： 月 日 △△△△ に説明し同意あり。

* 確認リストの写しを併せて提出すること。

I 発達障害と関連のある特徴と確認項目

着目点	番号	確認項目
ことば	1	物の用途が言えない。
	2	比較概念が答えられない。
コミュニケーション	3	会話が成立しにくい。
	4	みんなに出した指示が理解できない。
	5	必要以上に丁寧な言葉を使ったり、奇妙な話し方をすることがある。
社会性	6	ルールの理解が遅い。
	7	自分の遊びにふけていることが多い。
	8	楽しみ、興味、達成感を他人と分かち合うことを自発的に求めることがない。
こだわり	9	行事や普段と違う活動のときに、みんなと一緒に行動が出来ない。
	10	自分なりの独特な方法で物事を行わないと気が済まないことがある。
	11	他の子どもは興味を持たないようなことに、興味を持つ。
	12	かんしゃくやパニックを起こしてなかなか気が静まらない。
多動・衝動性	13	落ち着きがない。
	14	過剰にしゃべる。
	15	順番が待てないことが多い。
不注意	16	ひとつのことに集中することが難しい。
	17	人の話を聞いていないことが多い。
感覚過敏	18	偏食がひどかったり、光や音、匂いなどに過敏に反応する。
協調運動	19	不器用である。

II 気になる行動確認リスト

[児童名

]

[保育所・幼稚園名

]

* あてはまる場合は、□にチェックをしてください。

* 1回目は気軽につけてみてください。

* 日付を書いて、経過を追って確認してください。

	確認項目	気になる行動	回数	1回目	2回目	3回目	本児の具体的な状況 及びその他の具体的 状況
			日付	/	/	/	
			確認者				
こ と ば	1 物の用途 が言えな い。	1) 靴ってなににするものかな？ 2) 帽子ってなににするものかな？ 3) お箸ってなににするものかな？ 4) 本ってなににするものかな？ 5) 時計ってなににするものかな？(難易度高) 【確認の質問】 物の用途や目的を正しく伝えられるかどうかを確認する。質問は「靴ってなあに？」「靴を知ってる でしょう。靴って何かなあ」など変えてもよいが、 答えを暗示する質問はしない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 比較概念 が答えら れない。	6) ゾウさんは大きい、アリさんは？ 7) お湯は熱い、氷は？ 8) 夏は暑い、冬は？ 9) 石は固い、タオルは？ 【確認の質問】 前の言葉との比較概念を答えられるかどうかを 確認する。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	3 会話が成 立しにく い。	10) 会話が一方的。 11) 自分の興味のあることだけを延々と話す。 12) 質問にオウム返して答える。 13) 突然、関係のないことを話し始める。 14) その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4 みんなに 出した指 示が理解 できな い。	15) 一斉に出した指示が理解できない。 16) 個別に出した指示が理解できない。 17) 先生の言うことを聞いてはいるが理解でき ない。 18) 先生の言うことを理解しているが実行しな い。 19) その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	必要以上 に丁寧な 言葉を使 ったり、 奇妙な話 し方をす ることが ある。	20) 親や友だちに対してもていねいな言葉(敬 語)を使う。 (例)親や友達に対して遊びの場面で「うるさい です。もう少し静かにして下さい。」など 21) 一般的でない言い回しや大人びた難しい 表現を使う。 (例)「大きな音はしみるから痛くて仕方がない んだ」などの独特の言い回しや「タイヤが“摩		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

		<p>耗”して壊れちゃった」「この前“婚礼会場”（結婚式）に行ってきたよ」などの難しい表現など。</p> <p>22) 単調な抑揚のない声や、妙に高い声で話す。</p> <p>23) その他</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
社 会 性	6	<p>24) 友だちとルールのある遊びができない。</p> <p>25) きまりごとを繰り返し教えても守れない。</p> <p>26) 明らかに危険なことに対して恐怖心を抱かない。</p> <p>27) ごっこ遊びができない。</p> <p>28) その他</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	7	<p>29) 一人遊びを好む。</p> <p>30) 他の子どもたちの中に入れない。</p> <p>31) 奇妙な遊びに没頭する。 (例) 蛇口をひねって水が流れるのを見つめ続ける。砂場で砂を集めては、こぼすことを繰り返す。</p> <p>32) 独り言がある。</p> <p>33) 手をひらひらさせる、ぐるぐる回る、体をゆする、つま先立ちで歩く、などの奇妙な行動を繰り返す。</p> <p>34) その他</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	8	<p>35) 他の人達に自分が興味のある物を見せる、持って来る、指差すなどをしない。</p> <p>36) こちらが愛情を示しても反応しない。</p> <p>37) 目と目を合わせることができない。</p> <p>38) その他</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
こ だ わ り	9	<p>39) 慣れない場所に行くと、不安を示したり、中に入れないことがある。</p> <p>40) 入園式、運動会、遠足等の行事にスムーズに参加できない。</p> <p>41) 急な日程の変更や、急な環境の変化を極端にいやがる。 あるいは、パニックになる。</p> <p>42) その他</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	10	<p>43) おもちゃの車など、物をきちんと一直線に並べずにはいられない。</p> <p>44) パターン化された生活にこだわる(物の位置、食事、服装、通園路など)。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

	ないと気が済まないことがある。	45) 同じテーマについてしつこく質問したり話したりする。 46) 特定の物に執着があり、それがないと落ち着かない。 47) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
11	他の子どもは興味を持たないようなことに、興味を持つ。	48) 文字、数字、商標など機械的でパター的なものに関心を示す。 49) 図鑑やカタログ、ロゴなどを非常に好む。 50) 興味のあることに関して、飛び抜けて高い能力を示す(記憶力、計算力など)。 51) 特定の絵本やビデオの場面を、極端に怖がったり、逆に極端に好んだりする。 52) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
12	かんしゃくやパニックを起こしてなかなか気が静まらない。	53) 気に入らないことがあると、パニックになり、なかなか気が静まらない。 54) 理由はわからないが、パニックになることがある。 55) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
多動・衝動性	13	落ち着きがない。	56) 過度に走り回ったり、周囲のものに登ったり、あっちこっち動き回る。 57) 1か所にいることができるが、手足や体をモゾモゾしたり、クネクネしたりする。 58) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	14	過剰にしゃべる。	59) おしゃべりが抑えられない。 60) 自分の言いたいことを、相手の様子に構わず話しかける。 61) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	15	順番が待てないことが多い。	62) 遊びの順番が守れない。 63) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不注意	16	ひとつのことに集中することが難しい。	64) 課題を集中し続けることが困難である。 65) 遊びが次から次へと変わる。 66) 気が散りやすい。 67) しばしばうわの空で、ボーっとしていることがある。 68) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

	17	人の話を聞いていないことが多い。	69) 言いたいことを一方的に話し、話題が飛ぶ。 70) 直接話しかけられたときに、しばしば聞いていないように見える。 71) 言われたことをすぐ忘れる。 72) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
感覚過敏	18	偏食がひどかったり、光や音、匂いなどに過敏に反応する。	73) 偏食が激しい。 74) 光や視覚刺激に過敏である。 (例)人やテレビを見るときに横目で見る。 75) 音に過敏である。 (例)赤ちゃんの泣き声を恐がる。風が吹く音でパニックになる。 76) 抱っこされたり、触られるのをいやがる。 77) 匂いに敏感である。 78) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
協調運動	19	不器用である。	79) ボールを片手で投げられない。 80) ボールを蹴ることができない。 81) 転びやすい。 82) お箸を使わせようとしてもうまくいかない(嫌がる)。 83) お遊戯や体操が苦手でぎこちない。 84) はさみ・のりの使用がぎこちない。 85) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【保育所・幼稚園の対応】

年.月.日	対応経過 (対応方針・対応状況等)

Ⅲ 保護者への関わり方

発達障害には広汎性発達障害や注意欠陥／多動性障害(ADHD)、学習障害などが含まれます。発達障害の子は発達の偏りや遅れがあったり、独自の認知の仕方、感覚を持っていたりします。発達障害は、決して育て方によって生じた障害ではありません。また、発達障害の特徴は環境によって治ってしまうものではなく、一生涯持ち続けるわけではありますが、周囲の理解や関わり方で、共に生活するためのスキルを身につけて、集団生活に適応し楽しめるようになることが期待できます。ところが残念なことに、発達障害による症状が親の育て方のためと非難されて、保護者が自信をなくしたり、相談する気持ちをなくしたり、子どもに必要以上に厳しく接してしまうことがあります。子どもも、成長の過程での周囲の無理解や叱責、失敗体験の連続の中で、自信を持つことができず、自己評価が低くなり、そのため抑うつ的になったり、やる気を失ったり、反抗的になったりしてしまうといった二次障害をきたすことも実際には多いのです。

このような現状を考えると、発達障害を多くの方が理解して誤解がないようにすること、子どもの症状や行動を発達障害という視点からも評価し、保護者の育てにくさに共感し、子どもの集団生活をしていく困難さを理解し、より適した援助を行っていくことが大切です。

保護者への伝え方は、保護者が子どもの行動に問題意識を持っているかそうでないかによって違います。

①保護者が子どもの行動に問題意識を持っている場合

まず、保護者が気になっている点、心配している点について詳細を聞きます。それらと気になる行動確認リストの確認項目と合うものがあるかを確認していきます。安易に「大丈夫」「個性だろうから」などと言わないこと、逆に不用意に自閉症、ADHDなどと決めつけないことが大切です。

「気になる行動、心配な行動に応じた育児や支援をするために一度相談してみましょ」と話して、相談機関を紹介します。「対応方法を教えてもらえる」など、保護者が安心できるような勧め方の工夫をするとよいでしょう。

発達障害の子どもを持つ保護者の多くは、かなり早い時期から子どもの育てにくさを感じていたり、他の子どもとの違いを気にしているものです。しかし、保護者は人から非難されたことがなくても、子どもの困った点は自分の育て方が悪かったのでは、と考えてしまう傾向が強いので、人からの評価に拒否的になったりして、外の人に相談を求めにくくなったりします。診断や原因の追及ではなく、苦しんでいる保護者と共に対策を考えていきたいという立場をとることが大切です。

②保護者が子どもの行動に問題意識を持っていない、あるいは拒否するような場合

子どもについてほとんど心配していない保護者もいます。それは、

○保護者と一対一の場面では特に問題はなく、集団生活の中でのみ気になる行動が出現する時

○家庭内でさらに手がかかる人(病気や乱暴な兄弟など)、気になること(仕事や経済面など)があり、相対的に子どもに無関心になっているとき

○家族に子どもと似た特徴を持っているか、かつて持っていた人がいるため、子どもの行動に違和感を持っていないか、問題として取り上げられることに不快感を示すとき

などです。

このような場合は、保育所・幼稚園での様子を客観的に観察し丁寧に説明したうえで、保育士・幼稚園教諭としては、その行動を心配していることを伝えてみてください。保護者が困っていないので相談する気持ちになれない場合もあるかもしれません。でも、保育士・幼稚園教諭としては、子どもが楽しく園で過ごすための対応策を相談したいというように、保護者に依頼しても良いのではないのでしょうか。また、現実的に子どもに気を配ったり、相談機関に連れて行くような時間がとれない家庭もあるので、可能な範囲で保護者の都合を考慮することも必要でしょう。

ところで、障害の受容には、一定の経過をたどることが知られていて、ショック→否認→怒りと抑うつ→受容→再起 という過程を行きつ戻りつしながら進むといわれています。無理に明るく振る舞ったり、将来を悲観してしまったり、そんなはずはないと強く否定したりと様々な感情を抱きます。気がかりなことがあると言われても、容易には受け入れられないことを念頭におき、保護者の反応をみながら専門機関へ相談することを勧めることが重要です。

そこで、まず、保護者との信頼関係を築くことがポイントです。日頃から会話を多く持つよう心がけ、子どもの良いところを伝えるなどの関わりを重ね、話しやすい関係を作ります。その経過において、保護者が気がかりなことや心配なことを話してきたなら、過去に関係機関に相談したことで良い結果が得られた例などを紹介するなど、関係機関(相談、医療機関)の利用について、ゆっくりと時間をかけて伝えていくことがよいでしょう。あるいは、「〇〇ちゃんには△△な力もあるし、お母さんも頑張っているのに〜が上手いかないのは不思議なので、一度相談してみませんか」というような伝え方もあります。そして、紹介する場合には保護者の了解を得た上で、気になる点を紹介先に事前に連絡することが大切です。一度の相談場面では、子どもの特徴が現れないこともあるからです。今後の支援について、専門家に相談したり診断を受けることの意味など、保護者が具体的にイメージできるような情報を交えながら、話していくとよいでしょう。

～保護者との会話～

保護者の方々が、「こんな言葉は支えになった、嬉しかった」「こういう言葉は傷ついた、悲しかった」と振り返られた支援者の対応例

・ 支えになった言葉

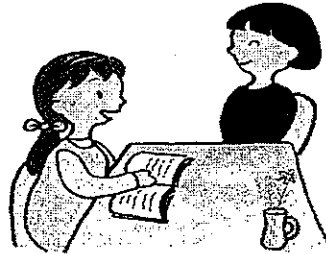
「いつでも、困ったときには相談にのりますよ」

「お母さんのせいではありません」

「お母さんがついているんです。〇〇ちゃんは大丈夫ですよ」

親の努力を評価してくれる言葉

できるようになったことを具体的に示してくれる言葉



傷ついた言葉(NG例)

「〇〇ちゃんは、△△(疑われる診断名)の心配がありますね」

「〇〇ちゃんは、ちょっと他のお子さんとは違うようです」

(根拠もなく)「単に元気なだけで心配ないでしょう」

(根拠もなく)「そのうちに落ち着いてきますよ」

「こんな簡単なことができないんですよ」

「他の子どもたちに迷惑をかけているんです。どうしたものでしょう」

「育て方に原因がありそうですね」

説明もなく、医療機関受診を勧められた。

IV 子どもへの関わり方のポイント

(関美紀子(2005). 軽度発達障害児とインリアルアプローチ. 茨城県, 専門教育出版より引用)

それでは、これらの子どもたちにどのように対応すればよいのか、どのようなサポートができるのかについて考えていきます。

これらの子どもたちは一人一人が固有のハードルを持っています。したがって適切な対応も一人一人違うことにはなりますが、タイプ別にいくつか共通するポイントを挙げるができます。もちろん、子どもによって、また場面や文脈によっても違いがありますが、基本的な知識としておさえておいて欲しい事柄です。

障害別にしなかったのは、落ち着きがなくてこだわりも強い子というように、いくつかの障害が重なっていることがあるからです。また、障害名による先入観を持たずに、今のその子の様子に目を向けて欲しいということもあります。

ことばの遅い子、会話になりにくい子

- * 話しかけるときは、できるだけその子の正面で視線を合わせ、名前を呼んでから、用件を言う。時には手を握ったり頭をなでるなどの触覚も利用して、「私はあなたに伝えたいことがある」というメッセージを送ってからことばをかけるようにする。
- * ことばは短く、一度に一つのことを言うようにし、ジェスチャーや絵、文字など視覚的情報も利用しながら伝える。
- * あいまいな表現は避ける。たとえば「おかたづけして」ではなく、「クマさんを箱に入れて」と具体的に言う。
- * オウム返しで返事をするようなときは、質問の内容が理解できていないことが多いので、よりやさしい言い方に変える。むやみに質問しない。「ご飯食べる？」と聞くより「ご飯食べよう」とことばをかける。
- * 同じことをいろいろな言い方で言うと混乱するので、ことばや指示を統一する。
- * その子にとって意味のあることばだけをかけるように心がける。むやみにたくさん話しかけても、雑音にしか聞こえないかもしれない。
- * 「〇〇しちゃだめ」と言うよりは、「〇〇しない」と言う。その子がそのまま真似てもおかしくない言い方であり、自分の行動をコントロールする助けにもつながる。

こだわりが強い子、かかわりを避けようとする子

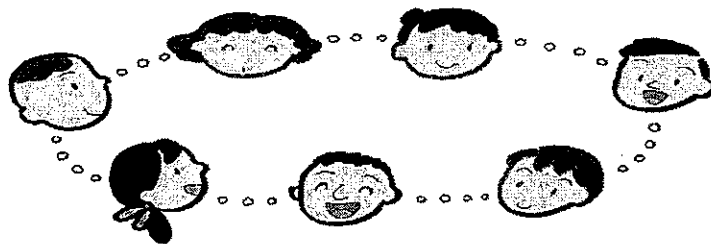
- * 強制的なかかわりはできるだけ避ける。私たちにとっては当たり前のこと・なんでもないことが、その子にとっては大変な恐怖であることもある。
- * 感情的にならない。大人が感情的になったり動揺したりすると、それに反応してしまい、

何を言われたのかよりも「怒られた」という気持ちだけが残る場合がある。

- * その子が安心できる場所を確保する。外界の刺激から逃げ込む静かな場所が必要な場合がある。「ここは大丈夫」「邪魔しないよ」ということがわかるようにする。
- * パニックになったら、何かいやなことがあったのだと考える。必ず理由がある。「これがいやだったのね」と共感する。
- * こだわりは、無理にやめさせようとしない。そうすることで安心できるのではないかと考える。
- * 予定を前もって伝えておく。変更は最小限にし、必ず予告する。終わりがいつかも伝える。
- * ゆったりと受容的肯定的な態度で接する。否定的なことばに敏感で、記憶力もよいことが多いので、後々まで尾を引くことがある。

落ち着きのない子、気が散りやすい子、行動のコントロールが難しい子

- * 焦らない。落ち着いておおらかに子どもを観察する。
- * 言葉だけで伝わりにくいときは、写真や絵カードなどを使って伝える。
- * 同じことを何度も聞いてくるときは、不安なのだ和理解し、どうしたら安心できるか考える。見通しを持たせる。
- * 子どものプライドを大切にす。自尊心を傷つけない(自己評価が低く傷つきやすい子が多い)。
- * ユニークな発想をほめる。「みんなと違っててもいいんだよ」ということを伝える。
- * ネガティブメッセージを送らない(「ダメ」と言うことばに過敏になっている子もいる)。
- * 一度にいくつもの指示を出さない。わかりやすいことばで、一度にひとつのことを言う。
- * こちらに注意を向けさせてから、穏やかに毅然と指示する。
- * よくならない行動は無視して強化しない。一方的に叱らない。時間を置き、冷静になってから「こうしたらよかったね」と正しい対処法・行動を具体的に教える。
- * 「できた！」という成功体験を積みせる。よくないところに目を向けるのではなく、望ましい行動をほめる。

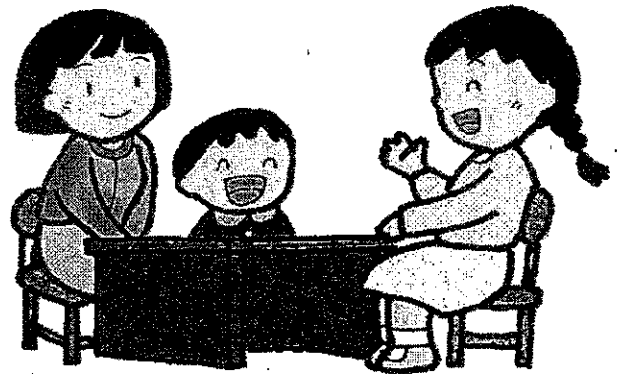


V 地域での支援

発達障害児と保護者とを、保育所や幼稚園といった組織全体で支援していくことはもちろん、地域の関係機関などと協力・連携し支援の輪を広げていくことが大切です。

住み慣れた地域で生活しやすくなるよう、地域の社会資源を活用しましょう。

参考資料に、発達障害の主な相談や支援機関の一覧を掲載しました。



【参考資料】

県内のおもな相談機関、療育機関など

発達障害に関する知識や支援に関する情報などの相談の窓口です。

市町村(保健センター)

乳幼児健診時における障害の早期発見や療育(発達)、療育教室の開催などを行っています。

担当課	電話番号	住 所
水戸市保健センター	029-243-7311	〒310-0852 水戸市笠原町 993-13
水戸市常澄保健センター	029-269-5285	〒311-1125 水戸市大場町 472-1
水戸市内原保健センター	029-259-6411	〒319-0315 水戸市内原町 1384-2
笠間市友部保健センター	0296-77-9145	〒309-1704 笠間市美原 3-2-11
笠間市笠間保健センター	0296-72-7711	〒309-1611 笠間市笠間 230
笠間市岩間保健センター	0299-45-7888	〒319-0202 笠間市下郷 5139-1
小美玉市小川保健相談センター	0299-58-1411	〒311-3423 小美玉市小川 2-1
小美玉市四季健康館	0299-48-0221	〒319-0132 小美玉市部室 1106
小美玉市玉里保健福祉センター	0299-48-1111	〒311-3436 小美玉市上玉里 1122
茨城町健康増進課 (茨城町保健センター)	029-240-7134	〒311-3131 東茨城郡茨城町小堤 1037-1
城里町健康福祉課 (常北保健福祉センター)	029-240-6550	〒311-4391 東茨城郡城里町石塚 1428-1
大洗町健康増進課 (ゆっくら健康館 1F保健センター)	029-266-1010	〒311-1305 東茨城郡大洗町港中央 26-1
ひたちなか市健康推進課 (ひたちなか市生涯保健センター)	029-276-5222	〒312-0016 ひたちなか市松戸町 1-14-1
東海村保健年金課 健康増進室 (総合福祉会館絆内)	029-282-2797	〒319-1112 那珂郡東海村村松 2005
常陸太田市健康づくり推進課 (総合福祉会館内)	0294-73-1212	〒313-0041 常陸太田市稲木町 33

常陸大宮市健康推進課 (総合保健福祉センター・かがやき)	0295-54-7121	〒319-2254 常陸大宮市北町 388-2
常陸大宮市 山方総合支所市民福祉課	0295-57-6812	〒319-3192 常陸大宮市山方 660
常陸大宮市 美和総合支所市民福祉課	0295-58-3850	〒319-2692 常陸大宮市高部 5281-1
常陸大宮市 緒川総合支所市民福祉課	0295-56-3992	〒319-2401 常陸大宮市上小瀬 2027-1
常陸大宮市 御前山総合支所市民福祉課	0295-55-2113	〒311-4592 常陸大宮市野口 3195
那珂市保険課 保健センター (総合保健福祉センターひだまり)	029-270-8071	〒311-0105 那珂市菅谷 3198
大子町健康増進課 (大子町保健センター)	0295-72-6611	〒319-3526 久慈郡大子町大子 1846
日立市健康づくり推進課	0294-21-3300	〒317-0065 日立市助川町 1-15-15
高萩市健康づくり課	0293-24-2121	〒318-0031 高萩市春日町 3-10
北茨城市保健センター	0293-43-1310	〒319-1535 北茨城市華川町白場 187-27
鉾田市健康増進課 (鉾田保健センター)	0291-33-3691	〒311-1517 鉾田市鉾田 1443
鉾田市旭保健センター	0291-37-1411	〒311-1415 鉾田市造谷 605-3
鉾田市大洋保健センター	0291-39-4866	〒311-2103 鉾田市汲上 2600-4
行方市北浦保健センター (健康増進課)	0291-34-6200	〒311-1704 行方市山田 3282-10
鹿嶋市保健センター	0299-82-6218	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1998-2
潮来市かすみ保健福祉センター	0299-64-5240	〒311-2434 潮来市島須 777
神栖市健康増進課 (神栖市保健福祉会館内)	0299-90-1331	〒314-0121 神栖市溝口 1695
龍ヶ崎市健康増進課 (龍ヶ崎市保健センター)	0297-64-1039	〒301-0004 龍ヶ崎市馴馬町 2855
取手市立保健センター	0297-78-2171	〒302-0032 取手市野々井 1926-2

取手市立藤代保健センター	0297-70-3511	〒300-1592 取手市藤代 730-1
牛久市健康管理課 (牛久市保健センター)	029-873-2111	〒300-1292 牛久市中央 3-15-1
守谷市保健センター	0297-48-6000	〒302-0109 守谷市本町 631-1
稲敷市健康増進課	0297-87-6111	〒300-1411 稲敷市伊佐津 3239-1 ふれあいセンター内
河内町福祉課 (河内町保健センター)	0297-84-4486	〒300-1312 稲敷郡河内町長竿 3693-2
利根町保健福祉センター	0297-68-8291	〒300-1632 北相馬郡利根町下曾根 221-1
土浦市健康増進課	029-826-3471	〒300-0812 土浦市下高津 2-7-27
石岡市健康増進課 (石岡保健センター)	0299-24-1386	〒315-0027 石岡市杉並 2-1-1
石岡市八郷保健センター	0299-43-6655	〒315-0116 石岡市柿岡 2750
かすみがうら市保健センター	029-898-2312	〒300-0134 かすみがうら市深谷 3671-2
美浦村保健センター(健康増進課)	029-885-1889	〒300-0424 稲敷郡美浦村受領 1546-1
美浦村役場福祉介護課	029-885-0340	〒300-0492 稲敷郡美浦村受領 1515
阿見町健康づくり課 (阿見町総合保健福祉会館内)	029-888-2940	〒300-0331 稲敷郡阿見町阿見 4671-1
つくば市健康増進課	029-883-1111	〒305-8555 つくば市苅間 2530-2
つくば市谷田部保健センター	029-838-1100	〒305-0861 つくば市谷田部 4774-18
つくば市大穂保健センター	029-864-7841	〒300-3257 つくば市筑穂 1-10-4
つくば市桜保健センター	029-857-3931	〒305-0018 つくば市金田 1653
つくばみらい市健康増進課 (谷和原保健福祉センター)	0297-25-2100	〒300-2422 つくばみらい市古川 1015-1
結城市健康増進センター	0296-32-7890	〒307-0001 結城市結城 1194

筑西市健康づくり課	0296-22-0506	〒308-0031 筑西市丙 360 スピカ分庁舎 3 階
桜川市健康推進課	0296-58-5111	〒309-1292 桜川市岩瀬 64-2
下妻市保健センター	0296-43-1990	〒304-8501 下妻市本城町 3-36-1
常総市保健推進課 (常総市保健センター)	0297-23-3111	〒303-0005 常総市水海道森下町 4434-2
坂東市岩井保健センター	0297-35-3121	〒306-0607 坂東市弓田 2145-1
八千代町福祉保健課保健係 (八千代保健センター)	0296-48-1955	〒300-3592 結城郡八千代町菅谷 1033
古河市健康推進課 (古河市古河福祉の森会館内)	0280-48-6881	〒306-0044 古河市新久田 271-1
五霞町健康福祉課 (五霞町保健センター)	0280-84-1910	〒306-0307 猿島郡五霞町小福田 1231-1
境町健康推進課 (境町保健センター)	0280-87-8000	〒306-0434 猿島郡境町上小橋 540

発達障害者支援センター

発達障害に関する支援を総合的に行う専門的・中核的機関として、関係機関の連携を図るとともに、専門の職員が発達障害のある方や保護者の方からの相談に応じています。また、発達障害のある方への就労支援や、関係機関の職員に対する研修、障害についての理解を進めるための普及啓発活動も行っています。

機 関 名	電 話	住 所
茨城県発達障害者支援センター	029-219-1222	〒311-3157 東茨城郡茨城町小幡北山 2766 の 37

保健所

子どもの身体的、精神、運動発達等の問題を持つ乳幼児とその保護者を対象に、専門医師、心理判定員等による発達支援相談などを行っています。

機 関 名	電 話	住 所
水戸保健所	029-244-2828	〒310-0852 水戸市笠原町 993-2
ひたちなか保健所	029-265-5647	〒312-0005 ひたちなか市新光町 95
常陸大宮保健所	0295-52-1157	〒319-2215 常陸大宮市姥賀町 2978-1

日立保健所	0294-22-4192	〒317-0065 日立市助川町 2-6-15
鉾田保健所	0291-33-2158	〒311-1517 鉾田市鉾田 1367-3
潮来保健所	0299-66-2118	〒311-2422 潮来市大洲 1446-1
竜ヶ崎保健所	0297-62-2172	〒301-0822 龍ヶ崎市 2938-1
土浦保健所	029-821-5398	〒300-0812 土浦市下高津 2-7-46
つくば保健所	029-851-9287	〒305-0035 つくば市松代 4-27
筑西保健所	0296-24-3911	〒308-0021 筑西市甲 114
常総保健所	0297-22-1351	〒303-0005 常総市水海道森下町 4474
古河保健所	0280-32-3021	〒306-0005 古河市北町 6-22

児童相談所

児童についてのあらゆる相談(心身障害、療育、しつけ、性格など)を受け付けています。必要に応じて、専門的な判定、診断を行うとともに、親子教室などを行っています。

機 関 名	電 話	住 所
福祉相談センター	029-221-4992	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38
福祉相談センター 日立児童分室	0294-22-0294	〒317-0072 日立市弁天町 3-4-7
福祉相談センター 鹿行児童分室	0291-33-4111	〒311-1517 鉾田市鉾田 1367-3
土浦児童相談所	029-821-4595	〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5
筑西児童相談所	0296-24-1614	〒308-0847 筑西市玉戸 1336-16

茨城県母子保健センター

市町村の乳幼児健康診査等で経過観察となった児と保護者を対象に、専門スタッフ(医師、心理判定員)による医学的診断、日常生活面の療育指導を行っています。

機 関 名	電 話	住 所
茨城県母子保健センター	029-221-1553	〒310-0034 水戸市緑町 3-5-35

茨城県教育研修センター

子どもの発達の違いや自閉的な傾向、言葉の障害などが気になる保護者や子どもの就学や進路について悩んでいる方を対象として専門的な教育相談を行っています。

機 関 名	電 話	住 所
茨城県教育研修センター 発達が気になる子どもの教育 相談	0296-78-2777	〒309-1722 笠間市平町 1410

障害児(者)地域療育等支援事業実施施設

障害児・者の地域における生活を支援するため専任のコーディネーターが、在宅療育に関し各種福祉サービスの利用調整をおこなうほか、療育指導や相談等を行っています。

機 関 名	電 話	住 所
県立あすなろの郷 地域生活支援センター	029-259-0024	〒319-0306 水戸市杉崎町 1460
県立こども福祉医療センター	029-247-3311	〒310-0845 水戸市吉沢町 3979-3
あゆみ園	029-247-5931	〒310-0841 水戸市酒門町 4291-4
鹿島更生園援護寮	0299-82-1278	〒314-0012 鹿嶋市平井 1129-10
尚恵厚生園	029-831-1686	〒300-0013 土浦市神立町字青木 1791
ディステーション銀の笛	0299-24-5521	〒315-0007 石岡市染谷字苗代 2428
あじさい学園寮	0296-48-3880	〒300-3561 結城郡八千代町平塚中山 4799-1
青嵐荘療育園	0280-98-2782	〒306-0201 古河市上大野 698
つくばライフサポートセンター みどりの	029-836-7200	〒305-0881 つくば市花島新田 7-3 (みどりの A79 街区 3)

特別支援学校

障害があると思われる子どもの家庭でしつけや養育のことで悩んでいる保護者の方や、受け持っている子どもの指導について悩んでいる保育所や幼稚園、小・中学校などの先生方を対象とした教育相談を行っています。

種	学校名	電話	住所
視覚障害	県立盲学校	029-221-3388	〒310-0055 水戸市袴塚 1-3-1
聴覚障害	県立水戸聾学校	029-241-1018	〒310-0851 水戸市千波町 2863-1
	県立霞ヶ浦聾学校	029-889-1555	〒300-1154 稲敷郡阿見町上長後山 3-2
知的障害	県立北茨城養護学校	0293-43-2622	〒319-1555 北茨城市中郷町小野矢指 1657
	県立水戸飯富養護学校	029-229-7453	〒311-4206 水戸市飯富町 3436-20
	県立水戸高等養護学校	029-269-6212	〒311-1131 水戸市下大野町 6212
	県立友部養護学校	0297-77-0001	〒309-1703 笠間市鯉淵 6558-1
	県立内原養護学校	029-259-5813	〒319-0323 水戸市鯉淵町 2570
	県立勝田養護学校	029-285-5644	〒312-0062 ひたちなか市高場 2452
	県立大子養護学校	0295-74-1444	〒319-3361 久慈郡大子町頃藤 3602
	県立鹿島養護学校	0299-82-7700	〒314-0041 鹿嶋市沼尾 1195
	県立土浦養護学校	029-824-5549	〒300-0811 土浦市上高津上ノ台 1238
	県立美浦養護学校	029-885-4166	〒300-0426 稲敷郡美浦村土屋笹山 3127
	県立伊奈養護学校	0297-58-8727	〒300-2348 つくばみらい市青古新田 300
	県立結城養護学校	0296-32-7991	〒307-0015 結城市鹿窪 1357-10
県立協和養護学校	0296-57-4341	〒309-1121 筑西市谷永島 495-1	

知的障害	日立市立日立養護学校	0294-36-0530	〒316-0036 日立市鮎川町 3-11-2
	茨城大学教育学部 特別支援学校	029-274-6712	〒312-0032 ひたちなか市津田 1955
知的障害 肢体不自由	県立つくば養護学校	029-877-0220	〒300-3255 つくば市玉取 2100
肢体不自由	県立水戸養護学校	029-247-5924	〒310-0845 水戸市吉沢町 3979
	県立下妻養護学校	0296-44-1800	〒304-0005 下妻市半谷芝山 492-4
病弱	県立友部東養護学校	0296-77-0647	〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-1

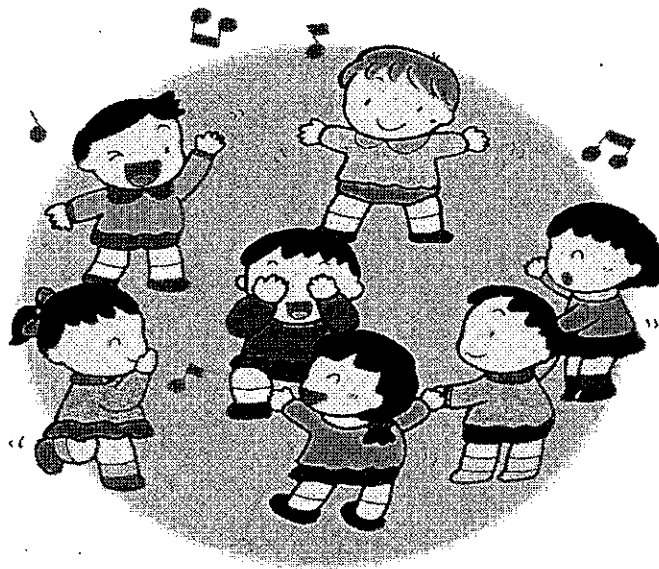
発達障害児スクリーニングマニュアル検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	◎岩崎 信明	茨城県立医療大学付属病院	医師
医療・心理 (専門家)	山中 恵子	茨城県立あすなろの郷病院	医師
	齊藤 久子	筑波メディカルセンター病院	医師
	関 美紀子	常磐短期大学	臨床発達心理士
	櫻井 良子	元土浦児童相談所(嘱託)	臨床心理士
保育・保健・福祉 (実務者)	大沢 若葉	みどり保育園	保育士
	矢口 ひとみ	つくば市立東幼稚園	幼稚園教諭
	富田 玲子	笠間市岩間保健センター	保健師
	藤田 良枝	美浦村福祉介護課	保健師
	秋葉 利恵子	常総市介護福祉課	保健師
	小室 和代	日立保健所	保健師
	高野 直美	潮来保健所	保健師(17・18年度)
	野口 悦子	〃	保健師(19年度)
	市川 定子	竜ヶ崎保健所	保健師(18・19年度)
	小野 真理	〃	保健師(17年度)
	高松 秀彦	発達障害者支援センター	社会福祉士
教育	小椋 精二	特別支援教育課	課長補佐
	濱野 伸一	〃	指導主事
オブザーバー	浅野 純代	土浦保健所	保健師

◎ 委員長

事務局

子ども家庭課	課長	山口 一
〃	課長補佐	仲根 よし子
〃	係長	関 律子
〃	主任	小澤 正明
〃	主事	鈴木 由貴子
障害福祉課	課長補佐	佐藤 光明
〃	主任	黒澤 創



改訂版 子どもの気になる行動確認マニュアル
～発達障害児の支援のために～ 保育所・幼稚園用

平成18年3月 初版発行
平成19年10月 改訂版発行
平成21年4月 改訂版第2刷発行
平成22年4月 改訂版第3刷発行
平成23年4月 改訂版第4刷発行
発行者 茨城県保健福祉部子ども家庭課
〒310-8555
水戸市笠原町978番6
TEL 029-301-3257